

横浜市地域交通サポート事業に係るワゴン型バス本格運行補助金交付要綱

制定 平成31年4月1日 道企第1192号
最近改正 令和5年3月29日 道企第1498号

(目的)

- 第1条** この要綱は、地域が主体となり地域にふさわしい交通サービスの検討を行う「横浜市地域交通サポート事業」を活用して実証運行を行った上で、持続可能な運行を図るに当たり横浜市地域交通サポート事業に係る技術支援の実施に関する要綱（以下「技術支援要綱」という。）別表1に定める支援に係る補助金を交付するため、必要な事項を定めるものである。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域交通活動

次に掲げる地域主体の交通サービスの実現に向けた活動をいう。

ア 交通サービスの実現に向けた取り組みを行うための組織の設立等に関する検討

イ 利用啓発等

ウ その他地域に係る交通サービスの実現に必要な事項

(2) 地域交通活動団体

地域交通活動を行う地域において当該活動を行う者で構成される団体をいう。

(3) 乗合バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営営する運行事業者をいう。

(4) 貸切バス事業者

道路運送法第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を営営する運行事業者をいう。

(5) タクシー事業者

道路運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営営する運行事業者をいう。道路運送法第21条第2号に定める乗合旅客の輸送の許可を受けた者であつて、地域交通サポート事業による本格運行を実施する運行事業者をいう。

(6) ワゴン型車両

地域交通サポート事業の本格運行に使用する定員6人乗り以上14人乗り以下の車両をいう。

(7) 車両の購入等に係る費用

第3号から第5号までの事業者が本格運行を実施する際に、車両の購入に係る費用、自社車両の減価償却費又は運行用車両を賃借した場合の当該賃借した相手に対して支出する当該賃借に係る費用をいう。

(8) 車検に要する法定費用

第3条 地域交通サポート事業に使用する車両の新規検査及び継続検査に必要となる自動車損害賠償責

任保険料、自動車重量税、検査手数料をいう。

(補助金の交付対象者)

第4条 この要綱における補助対象者は、技術支援要綱第12条第1項に定める本格運行に関する協定を締結している地域交通活動団体とする。

(補助対象経費、支援対象期間及び補助金額)

第5条 第2条第3号から第5号までの事業者による本格運行の実施に当たり補助の対象となる経費は、技術支援要綱別表1に掲げる内容の費用に対して同表に定める範囲とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、地域交通活動団体が次に定めるとおり市長に申請するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市地域交通サポート事業に係るワゴン型バス本格運行補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第2項に定める交付申請書へ添付する書類は、次の各号に定める書類とする。なお、第2号から第3号までの書類は、補助金の交付申請をした年度内に提出するものとする。

(1) 本格運行に係る収支予算書(第1号様式の2)

(2) 交付を受けようとする補助金の額算出の基礎となる書類又はその写し

(3) その他市長が必要と認める書類

4 補助金規則第5条第2項の規定にかかわらず市長が交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第1号、第2号及び第4号に定める書類とする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲で補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な範囲内において条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付する決定をしたときは、横浜市地域交通サポート事業に係るワゴン型バス本格運行補助金交付決定通知書(第2号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、前条の交付申請書等を提出した者(以下「申請者」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付をしないことと決定したときは、横浜市地域交通サポート事業に係るワゴン型バス本格運行補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者が補助金規則第9条第1項の規定により申請の取下げをする場合は、交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までに、横浜市地域交通サポート事業に係るワゴン型バス本格運行補助金交付申請取下届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第9条 地域交通活動団体は、補助金の交付申請をした年度の補助事業が完了した日の翌日から起算して20日を経過する日までに、横浜市地域交通サポート事業に係るワゴン型バス本格運行補助金実績報告書(第5号様式。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業等に係る収支決算書(第5号様式の2)

(2) 補助対象経費に係る領収証その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し

ア 車両本体の購入又はリースに係る契約書、請求書又は領収証及び車両本体の仕様が分かるカタログ又は図面等

イ 車両改装等に係る契約書、請求書又は領収証の写し及び車両改装等の仕様が分かるカタログ又は図面等

ウ 任意保険の契約書、自動車検査証及び自動車税納税証明書

エ 計画変更の実施に係る費用の請求書

オ 利用促進に係る費用の契約書、請求書又は領収証及び利用促進に係る実績報告書等

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号から第3号までの書類は、補助金規則第14条第5項第1号の規定にかかわらず、市長に提出しなければならない。

3 補助金規則第14条第1項の規定にかかわらず市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号とする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定するものとする。

2 市長は、補助金交付額を確定したときは、横浜市地域交通サポート事業に係るワゴン型バス本格運行補助金交付額確定通知書(第6号様式)により、前条の実績報告書等を提出した者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第11条 地域交通活動団体は、補助金の交付を受けようとするときは、横浜市地域交通サポート事業に係るワゴン型バス本格運行補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限等)

第12条 運行事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 運行事業者は、取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号、以下「省令」という。)に定める耐用年数が経過するまでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、横浜市地域交通サポート事業取得財産等目的外使用申請書(第8号様式)を市長へ提出し、横浜市地域交通サポート事業取得財産等目的外使用許可書(第8号様式の2)により承認を受けている場合は、この限りでない。

- 3 運行事業者は、省令に定める耐用年数期間が経過する前に地域交通サポート事業の本格運行を実施する路線を廃止する場合、横浜市地域交通サポート事業取得財産等処分届出書（第9号様式。以下、「処分届出書」という。）を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 運行事業者は、取得財産を前項に定める市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部を納付させることとする。
- 5 技術支援要綱別表1に定める市長が必要と認めた場合、かつ、第11条第3項に定める市長の承認を受けて取得財産を処分する場合、前項に定める納付に加え、次式により算定される額を納付させることとする。

補助金額×残存率

補助金額 : 技術支援要綱別表1に定める金額

残存率 : 残存年数÷法定耐用年数

残存年数 : 法定耐用年数から当該財産が地域交通サポート事業の本格運行を本年度までに実施した年数を減ずる年数

(調査)

第13条 市長は、必要と認めたときは、地域交通活動団体及び運行事業者に必要な報告及び当該補助事業に関する書類の提出を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、次のいずれかに該当した場合は、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を地域交通活動団体に求めることができる。

- (1) 技術支援要綱及びこの要綱に従って補助事業等が行われなかった場合
- (2) 技術支援要綱別表1に係る補助金が交付され、第11条第3項に定める処分届出書の提出を受けた場合
- (3) 補助金規則第19条の規定のいずれかに該当する場合

(関係書類の保存期間)

第15条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

2 市長及び地域交通活動団体は、補助金の交付に係る関係書類又はその写しを次の通り一般の閲覧に供する。

閲覧に供する者 閲覧に関する事項	地域交通活動団体	市長
閲覧場所	主たる事務所の所在地又は代表者の住所その他地域交通活動団体が指定する場所	助成金の交付又は施設の優先的使用を決定した部署の事務所
閲覧時間	地域交通活動団体が指定する時間	助成金の交付又は施設の優先的使用を決定した部署の事務所の事務取扱時間
閲覧期間	第5条から第8条にかかる書類にあっては補助金の交付を受けてから2年間。	

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和5年4月1日から施行する。